

## 計画事業に係る事後評価記載様式(2年度目)

### I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

守谷市地域公共交通活性化協議会を適宜開催し、守谷市地域公共交通総合連携計画に基づき、地域の多様なニーズに対応したバス路線の整備による、公平で利便性の高い交通体系の実現を図るため、路線バスとコミュニティバスの補完関係を明確にし、格差解消、連携強化を図る等、路線バスとコミュニティバスの実証運行、利用促進のための事業の検討及び見直しを行い、事業実施をする上での問題点、財源の検討、事業内容の検討等、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

### II 計画事業の実施

①事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

守谷市地域公共交通活性化・再生総合事業計画において、①路線バスの充実、②路線バスとコミュニティバスの格差解消、③路線バスとコミュニティバスの連携強化、④バスの利用促進を実施事業として位置づけている。

①路線バスの充実については、北守谷地区と守谷駅を結ぶ急行バスを引き続き運行し、H22年4月から11月末までの間78,386人が利用した。

また、更なるバス路線の充実と利便向上を図るため、H22年10月1日からみずき野地区と守谷駅を結び、4箇所的大型商業施設を経由する地域間交流バスの運行を開始し、10月から11月末までの間966人が利用した。

②路線バスとコミュニティバスの格差解消については、路線バスの運行していない地域を中心に引き続きコミュニティバスを運行し、公共交通空白地域の解消と運行本数の充実、同等の運賃設定による運賃格差の解消などを実施し、H22年4月から11月までの間56,385人が利用した。コミュニティバスの運行においては、守谷駅を起点とする変更、バス停2箇所の新設、一部ルートの変更、車両の行先表示器の変更など、見直しを図り更なる利便の向上に努めた。また、コミュニティバスでカバーできない一部の地区においては、企業バス活用事業として、病院の協力を得て、送迎バスにより、駅へのアクセスを確保した。

③路線バスとコミュニティバスの連携強化については、引き続き乗り継ぎ券を発行するなど、路線バスとコミュニティバスの相互利用の促進を図り、乗り継ぎの際の割引制度を実施した。(H22年4月から11月までの間、路線バスからコミュニティバスへの乗り継ぎ利用者は854人、コミュニティバスから路線バスへの乗り継ぎ利用者は774人。)

④バスの利用促進については、利用者にわかりやすい情報提供(バスブックを作成し、全戸に配布、広報での周知・PR、ホームページでの情報提供)の他、守谷駅前毎年実施する、大規模イベント(第27回守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～ H22年9月25・26日開催)で、NPO法人日本バス文化保存進行委員会の協力により、バスに対する関心度を高めるため、ボンネットバスの乗車体験を実施した。(ボンネットバス乗車人数400人。)

また、路線バスの昼間時間帯の割引制度を引き続き実施し、昼間の時間帯のバス利用者の掘り起こしや、高齢者による交通事故の減少とバス利用の促進を図るため、運転免許証の全部を自主返納した65歳以上の市民を対象に、コミュニティバス及び路線バスの回数券を交付する、高齢者運転免許自主返納支援事業を実施している。(H22年4月から11月末までの間の利用者8人。)

更に、市内一斉のノーマイカーウィークと合わせて、H22年9月25日から10月1日の7日間、コミュニティバス無料ウィークを設定しバスに乗車してもらっきっかけ作りと自家用車からバスへの転換を促し、環境にやさしい公共交通の積極的な利用促進を図った。(期間中の利用者計4,494人。)

### Ⅲ 具体的成果

①定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

守谷市地域公共交通活性化・再生総合事業計画においては、路線バスの充実、公共交通の空白地域の解消、マイカー利用から公共交通利用への転換、病院、商業施設、公共施設等へのアクセス向上等住民生活の利便性向上、公共交通に対する関心度、満足度の向上を評価事項としている。

定性的な評価として、H22年4月に実施したアンケート調査や、H22年9月に実施したコミュニティバス利用者ヒアリング調査等により、地域住民や利用者からの意見等を把握し、またH23年4月に予定するアンケート調査により評価する。

定量的な評価としては、毎月の乗車人員の把握により、一月当たりの平均利用者数の月別の推移など、数値実績等により事業評価を行った。

[別添のアンケート調査結果及び月別乗車人員集計表を参照]

②実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

路線バスの実証運行においては、利用実績から判断しても着実に利用者数は増加していることから、路線バスの充実という観点からも適切な事業として判断される。

コミュニティバスの実証運行においては、交通空白地帯の解消を図る最大の方策であるとともに、利用者数も増加しており、目的達成の適切な事業であると判断される。

更に、バス間の連携強化を図るための乗り継ぎ券の発行や割引制度の導入などは、格差の解消や連携強化策として、目標達成に向けた適切な事業であると判断される。

また、バスブック等の全戸配布、路線バスの昼間時間帯の割引制度、高齢者運転免許自主返納支援事業、コミュニティバスの運賃無料ウィークの設定等においては、実績からも、バス利用の促進面から適切な事業と判断される。

### Ⅳ 自立性・持続性

#### 1 事業の本格実施に向けての準備

①実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

路線バスについては、利用者数が増加しているものの、収支率は、北守谷急行バスについては34.8%(予測値)、地域間交流バスについては4.9%(予測値)、コミュニティバスにおいては、公共交通空白地域の解消のための適切な事業であり、生活交通の確保、誰もが利用できる交通環境の整備の観点からは、一定の効果が現れているものと考えているが、収支率は、12.2%(予測値)であり、収支率向上と本格運行に向けて、運行を継続させる仕組みの確立が課題であると認識している。

②実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

実証運行期間中の路線バスの乗車人数は着実に増加しており、また、コミュニティバスにおいては、誰もが気楽に利用でき、外出できる交通環境の整備という目標を達成するために適切な事業であり、一定程度の効果が現れているものと考えているが、地域住民などから寄せられた意見への対応と、更に多くの方に利用してもらうために、コミュニティバスの実証運行に係る路線等の運行計画を一部見直すことを予定している。

#### 2 事業の実施環境

① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度において、バスの実証運行及び公共交通の利用促進に資する事業を実施するにあたっては、国費のほか、守谷市からの財政支出によることで関係者の合意が形成されており、守谷市の平成23年3月議会に平成23年度一般会計予算案を提出し、市議会において審議予定である。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

バスの実証運行を持続可能な公共交通とするには、地域住民の自主的・積極的な利用が不可欠であり、今後も利用促進に係る啓発等を推進し、広報やHPの掲載等の情報充実を図り、理解を得ながら、連携、協働して取り組む環境の醸成を図ることとしている。

また、来年には、大型商業施設等の協力も得て、「バスで買い物支援事業」の提携店の募集を行う予定である。

③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

地域の生活交通確保の観点から市の積極的な財政支出も必要であるが、本格実施に繋げるよう、当該事業評価による検証を行うとともに、行政評価システムによる事務事業評価による検証も実施している。

## V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

協議会の設置要綱により、協議会の審議事項は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に関すること並びに地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項、その他協議会において必要と認められた事項と規定されている。

また、法定協議会は適宜会議を開催し、計画事業の進め方や実施状況について審議できる体制になっている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

協議会には、市民・利用者代表（自治会連絡協議会会長、地区連絡協議会会長、地区町内会役員、民生委員児童委員協議会代表、商工会等）を委嘱しており、計画事業の評価や次年度事業の展開方法、計画変更方針などについて意見を聞く組織形態としている他、満足度調査や住民アンケートを実施するなど、利用者ニーズの把握に努めることとしている。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

これまで、10回にわたり協議会を開催し、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果や実施状況について報告・協議を行っている。また、本年12月の協議会においては、計画事業に係る自己評価報告案について報告・確認を行うなど、法定協議会が適切に開催されている。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

協議会の会議運営規定において、会議は、原則公開、会議録及び会議資料も、同様に原則公開としており、事務局において、閲覧が可能である。

また、市ホームページ上においても情報提供を行っている。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

協議会において、計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案が報告・審議され、バスの実証運行については、収支率向上が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、利用者数の向上に繋がる運行内容の見直しなど、来年度も実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた。

また、総合事業全般の実施についても、協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業案等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえる。